

保護者 様

季節性インフルエンザについては、医師による「登園許可証明書」の提出は求めませんが、必ず医師の診断を受け、指示に従い（治癒確認時の受診について、必ず医師に確認してください。治癒確認時の受診が必要がない場合もあります。）登園をさせるようお願いします。

登園する際には、下記のインフルエンザ登園許可書を保護者が記入し、園に提出してください。

出席停止期間 発症した後5日を経過、かつ解熱した後3日を経過するまで  
※発症した日、解熱した日の翌日が1日目となります。  
手順は裏面をご覧ください。

.....き り と り.....

インフルエンザ登園許可証明書（保護者記入）

日吉台幼稚園 様

出席停止期間を終えましたので、本日より登園させます。

1 登園許可年月日 \_\_\_\_\_年 月 日から（発症した日 年 月 日）  
（解熱した日 年 月 日）

2 医療機関名 \_\_\_\_\_

年 月 日

組 氏名

\_\_\_\_\_ 保護者氏名 印

## インフルエンザと診断された際の対応・手順について

子ども	<p>発症 ⇒医師の診察を受ける インフルエンザと診断された場合は日吉台幼稚園へ連絡をする。 【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>療養 ⇒医師の指示のもと、療養する。</p> <p>治癒 ⇒医師に登園の許可を確認する。(再受診を指示されない場合もある。) 再登園の際は、インフルエンザ登園許可証明書(保護者記入)を提出する。</p>
保護者	<p>発症(医療機関受診) ⇒インフルエンザと診断された場合は、医師から「発症した日」を伝えられるので、記録しておく。 ⇒幼稚園に診断結果を連絡する。(電話連絡、公式ライン可) 出席停止となります。インフルエンザ登園許可証を保護者が受け取りにきてください。(HPからのダウンロード可)</p> <p>療養(出席停止期間) ⇒医師の指示のもと療養をさせる。(家庭で経過観察をおこなう)</p> <p>治癒(受診または指示) ⇒医師による登園の許可を確認する。※治癒確認時の再受診が必要ない場合もある。 ⇒登園許可証明書を保護者が記入し提出する。</p>
医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者を診察して、インフルエンザと診断したら、「発症した日」を保護者へ伝え、療養について指示をする。</li> <li>・再登園に際しては、他への感染のおそれがないことを確認し、登園してもよいことを保護者に口頭で伝える。(治癒確認は初回診察時の指示により再受診が必要な場合もある)</li> </ul> <p>※インフルエンザについては、医師の指示に従い、保護者が登園許可証明書を記入する。</p>

### ※ 出席停止の期間の基準 (例)

水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
● 発症	①	②	③	④	⑤	○			
		解熱	①	②	③	○ 登園			
					解熱	①	②	③	○ 登園

- ・水曜日に発症した場合、水曜日を0日目と数えます。
- ・金曜日までに解熱すれば、月曜日まで出席停止で火曜日から登園できます。
- ・解熱が月曜日になった場合は、金曜日からの登園となります。
- ・発症後5日間を経過し、かつ、解熱後3日経過したら登園できます。